

#### 議事要旨(4) 金融商品専門委員会における検討状況（金融資産）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、6月のIASBとFASB共同会議で、金融資産と金融負債の相殺表示に関する会計処理について、IASBとFASBが共通のアプローチを採用しないことが暫定決定されたことを審議事項（4）－1に基づき報告があった。続いて、審議事項（4）－2に基づき、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下、「検討状況の整理」）に対するコメントへの対応について、これまでの金融商品専門委員会での議論を踏まえて作成したコメント対応案について審議してほしい旨の説明があった後に、板橋シニア・プロジェクトマネージャーより、審議事項（4）－3に基づき、コメント対応案について説明がなされた。

委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、単体財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の測定方法について、コメントで支持の方向性が分かれていることは、現行の取扱いを維持する理由になりやすく、基準全体の中での整合性、又は、適切な情報提供の観点から、測定方法について検討すべきであるとの発言があった。
- あるオブザーバーから、IFRS 第9号の金融資産は、公正価値（評価差額は純損益）と償却原価が原則であって、OCI オプションは極めて例外的な取扱いであり、IFRS 第9号の基本的なモデルに賛同するのであれば OCI オプションを幅広く認めることにならないのではないか、また、一か月市場平均価格の取扱いについては、金融商品会計で時価評価が導入された当初に実務に配慮した経過措置的な規定であると考えられるので、今後、国際基準にコンバージェンスを進めていくには、このような日本特有の取扱いは撤廃していく必要があるのではないかとの発言があった。

これに対して事務局から、FASBをはじめ、国際的な状況を踏まえつつも、現時点では、IFRS 第9号をベースに金融商品の分類と測定を進めていきたいと考えているので、OCI オプションについても、IFRS 第9号の分類のもとでのものと位置付けている旨、そして OCI オプションの対象については、資本性金融商品の内容の研究から進めていきたい旨、一か月の市場価格の平均については、実務も配慮のうえ、検討を行っていきたい旨の説明がなされた。

以 上